

平成 19 年 11 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社 山 武
代 表 者 名 代表取締役社長 小野木聖二
(コード番号 6845 東証第一部)
問 合 せ 先 執行役員総務部長 宮地 利光
(電話番号 03-6810-1000)

会 社 名 株式会社 金門製作所
代 表 者 名 代表取締役社長 岩井 昌秋
(コード番号 7724 東証第一部)
問 合 せ 先 執行役員財務部長 星野 義和
(電話番号 03-3830-3713)

株式会社山武による株式会社金門製作所の 株式交換による完全子会社化に関するお知らせ

株式会社山武（以下、「山武」といいます。）と株式会社金門製作所（以下、「金門製作所」といいます。）は、平成 19 年 11 月 8 日開催の両社の取締役会において、平成 20 年 4 月 1 日を効力発生日として、株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）により金門製作所を山武の完全子会社とすることを決議し、株式交換契約を締結いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 株式交換の目的

山武は、人を中心に据え、人と技術が協創するオートメーション世界の実現に注力し、顧客の安全・安心や企業価値の向上、地球環境問題の改善などに貢献する世界トップクラスの企業集団になることを長期目標とし、経営・事業基盤の強化と事業の持続的成長を可能とするための取り組みを進めております。

山武は、計測と制御を中心に、「建物」のオートメーションを進めるビルディングオートメーション事業、「工場」でのオートメーションを進めるアドバンスオートメーション事業の2つの基幹事業に加え、これら両事業に続く第3の柱となるライフオートメーション（以下、「LA」といいます。）事業の基盤の強化につとめてまいりました。

その LA 事業でのライフライン（エネルギーや水など）関連領域での事業強化のために、平成 17 年 12 月に、ライフラインにおける計量事業（都市ガスメーター、LP ガスメーター、水道メーター）の最大手企業である金門製作所に資本参加し、LA 事業の重要な一翼と位置づけるとともに、金門製作所のガス・水道計量分野における強みと、山武の計装・制御管理分野における強みとの連携を深め、両社で営業面での協力や製品の相互供給など、協業による事業拡大を図ってまいりました。

この第3の柱である LA 事業の基盤を確たるものにするためには、統一したガバナンスにおける両社のリソースの結合・一元化を進め、経営の機動性を高めて事業環境変化へ迅速に対応し、経営効率化を推進する必要がある、そのためには、本株式交換の実施を通じて金門製作所を完全子会社化することが両社にとって最良であると判断いたしました。本株式交換の実施とあわせ、営業面でのシナジーのさらなる推進、両社一体となった技術・製品開発の加速、金門製作所保有の工場の有効活用などにより、金門製作所の事業基盤強化と LA 事業の発展を進め、山武グループの企業価値向上につとめてまいります。

(注) 山武は、平成 17 年 12 月に金門製作所第 I 種優先株式の保有者であった株式会社産業再生機構及び金門製作所第 II 種優先株式の保有者であった株式会社りそな銀行及び株式会社みずほコーポレート銀行から、第 I 種優先株式及び第 II 種優先株式の全株式を取得いたしました。その後、平成 18 年 1 月に第 I 種優先株式を普通株式に転換し、金門製作所は山武の連結子会社となりました。

一方、金門製作所は、山武が資本参加する以前における株式会社産業再生機構のもとでの企業再生努力の結果を一段と確実にさせるために、山武との連携を強化して参りました。さらに、多様化、複雑化する課題解決へのニーズと事業環境の変化に対し、本株式交換を好機とし、単に協業にとどまらないあらゆる分野で一体経営を推進することにより事業力を一層強化し、これまで培ってきた技術を活かすことはもとより、お客様へのさまざまな価値提供を通じて企業価値の向上を図ることが金門製作所の株主や社員をはじめ関係者の皆様に最良であると判断いたしました。

以上から、両社は本株式交換が両社及び両社グループの収益力・企業価値の向上に資するものと考え、株式交換契約の締結に至りました。これにより、山武の既存株主及び本株式交換により新たに山武の株主となる金門製作所株主のご期待に両社一丸となって応えてまいりたいと考えております。

本株式交換については、金門製作所は平成 20 年 2 月 20 日開催予定の臨時株主総会において株式交換契約の承認を得た上で、平成 20 年 4 月 1 日を株式交換の効力発生日とする予定です。なお、山武においては、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき簡易株式交換の手続により株主総会の承認を得ることなく行う予定です。

上記の手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、金門製作所の株主については、会社法第 785 条及び第 786 条の定めに従って、株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、山武の株主については、会社法第 797 条及び第 798 条の定めに従って、株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められています。これらの方法による請求を行うために必要な手続等に関しては株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

本株式交換の結果、効力発生日である平成 20 年 4 月 1 日（予定）をもって金門製作所は山武の完全子会社となります。金門製作所の株式は、株式会社東京証券取引所の株券上場廃止基準に従い、平成 20 年 3 月 26 日に上場廃止（株券売買最終日は平成 20 年 3 月 25 日）となる予定です。

本株式交換の検討にあたっては、山武が金門製作所の総株主の議決権の 43.34%（平成 19 年 3

月 31 日現在) を保有していること、また第Ⅱ種優先株式を保有していること (平成 19 年 3 月 31 日現在、発行済み株式総数に占める割合 9.05%、当初取得価額にて普通株式に転換した場合の総議決権比率は現保有の普通株式とあわせて 59.40%) から、株式交換比率の公正性を期すため、両社はそれぞれ別の第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を踏まえて交渉・協議を行い、その結果両社間で合意された株式交換比率を、それぞれの取締役会において検討・決定いたしました

なお、本日開催の金門製作所の取締役会においては、決議に参加した取締役全員一致の賛成により本株式交換を行うことが決議されておりますが、利益相反の回避という観点から、取締役のうち山武の執行役員である取締役及び山武の理事である取締役は、本株式交換の決議に参加いたしませんでした。また、社外監査役 3 名を含む 4 名全ての監査役は、同取締役会において、いずれも本株式交換に賛成の意を表しております。

2. 株式交換の要旨

(1) 株式交換の日程

| | |
|---------------------|---------------------------|
| 株式交換決議取締役会 (両社) | 平成 19 年 11 月 8 日 |
| 株式交換契約締結 (両社) | 平成 19 年 11 月 8 日 |
| 簡易株式交換公告 (山武) | 平成 19 年 11 月 9 日 (予定) |
| 臨時株主総会基準日公告 (金門製作所) | 平成 19 年 11 月 16 日 (予定) |
| 臨時株主総会基準日 (金門製作所) | 平成 19 年 12 月 1 日 (予定) (注) |
| 臨時株主総会 (金門製作所) | 平成 20 年 2 月 20 日 (予定) (注) |
| 株券売買最終日 (金門製作所) | 平成 20 年 3 月 25 日 (予定) |
| 株券上場廃止 (金門製作所) | 平成 20 年 3 月 26 日 (予定) |
| 株式交換の予定日 (効力発生日) | 平成 20 年 4 月 1 日 (予定) |
| 株券交付日 | 平成 20 年 5 月下旬 (予定) |

(注) 本株式交換は、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、山武においては株式交換契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものであります。

(2) 株式交換に係る割当ての内容

| | 株式会社山武 (完全親会社) | 株式会社金門製作所 (完全子会社) |
|--------|-------------------|----------------------|
| 株式交換比率 | 1 | 0.045 |

(注) 1. 株式の割当比率

金門製作所の普通株式 1 株に対し、山武の普通株式 0.045 株を割当交付いたします。なお、山武が保有する金門製作所の普通株式 26,086,956 株及び第Ⅱ種優先株式 6,000,000 株については、株式交換による株式の割当交付は行いません。

2. 株式交換により発行する新株式数

普通株式 1,539,845 株

(3) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

① 算定の基礎及び経緯

本株式交換の株式交換比率の公正性を期すため、山武は野村証券株式会社（以下、「野村証券」といいます。）を、金門製作所は大和証券エスエムビーシー株式会社（以下、「大和証券SMB C」といいます。）を、株式交換比率の算定に関するそれぞれの第三者算定機関として選定いたしました。

野村証券は、山武及び金門製作所について、市場株価平均法及びディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下、「DCF 法」といいます。）の各評価手法を採用して算定を行い、株式交換比率に関する分析を山武に提出しました。各評価方法による金門製作所の普通株式1株に対する山武の普通株式の割当株数の算定結果は、下表のとおりとなります。

| 株式交換比率の評価レンジ | |
|--------------|-------------|
| 市場株価平均法 | 0.038 |
| DCF法 | 0.031～0.049 |

なお、市場株価平均法では、平成19年11月6日の株価終値及び平成19年10月31日から平成19年11月6日までの株価終値平均に基づいて算定いたしました。

（注）野村証券の算定結果（以下、「野村証券算定結果」といいます。）は、山武から提供を受けた両社に関する情報及び一般に公開された情報等に基づくものであり、野村証券は、それらの内容が妥当かつ正確であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を実施しておりません。また、野村証券は、株式交換比率の算定を、算定日現在において入手可能な情報、同日現在の経済、市場、その他の状況及び野村証券が独自に設定した仮定に基づき実施しており、それらの内容が妥当かつ正確であることを前提としております。従って、株式交換比率の算定に関する状況の変化、その他の算定日以降の状況によって、野村証券算定結果が影響を受けることがあります。野村証券は野村証券算定結果を修正、変更又は補足する義務を負いません。

なお、野村証券は、山武の取締役会が株式交換比率を決定する際の参考情報として、第三者算定機関としての株式交換比率の算定を、山武の取締役会に対して提出することを目的として野村証券算定結果を作成しており、野村証券算定結果は、野村証券が上記2.（2）の株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

大和証券SMB Cは、山武及び金門製作所について、市場株価平均法及びDCF法の両評価手法を採用し株式価値の算定を行い、株式交換比率に関する算定結果を金門製作所に提出いたしました。なお、市場株価平均法における市場株価の計算対象期間としては、平成19年10月5日から平成19年11月6日までの期間を採用し、当該期間の株価を用いて算定を行っております。両評価手法による金門製作所の普通株式1株に対する山武の普通株式の割当株数の算定結果の概要は、以下の通りです。

| 評価手法 | 株式交換比率の評価レンジ |
|---------|---------------|
| 市場株価平均法 | 0.0373～0.0378 |
| DCF法 | 0.0286～0.0479 |

(注) 大和証券SMB Cの算定結果(以下、「大和証券SMB C算定結果」といいます。)は、金門製作所から提供を受けた両社に関する情報及び一般に公開された情報等に基づくものであり、大和証券SMB Cは、それらの内容が妥当かつ正確であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を実施していません。また、大和証券SMB Cは、株式交換比率の算定を、算定日現在において入手可能な情報、同日現在の経済、市場、その他の状況及び大和証券SMB Cが独自に設定した仮定に基づき実施しており、それらの内容が妥当かつ正確であることを前提としております。従って株式交換比率の算定に関する状況の変化、その他の算定日以降の状況によって、大和証券SMB C算定結果が影響を受けることがありますが、大和証券SMB Cは大和証券SMB C算定結果を修正、変更又は補足する義務を負いません。

なお、大和証券SMB Cは、金門製作所の取締役会が株式交換比率を決定する際の参考情報として、第三者算定機関としての株式交換比率の算定を、金門製作所の取締役会に対して提出することを目的として大和証券SMB C算定結果を作成しており、大和証券SMB C算定結果は、大和証券SMB Cが上記2. (2)の株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

両社は、それぞれ上記の第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、両社の財務状況、財務予測及び市場株価の動向等の要因を総合的に勘案し、交渉・協議を重ねました。両社は、両社の市場株価について、両社の資本関係が発生した平成17年12月時点の市場株価と現在の市場株価とでは隔たりがあることを認識していますが、両社を取り巻く事業環境の変化や業績の推移が両社の市場株価の形成に与えた影響を重視し、それぞれの第三者算定機関が採用した計算対象期間(野村證券は平成19年11月6日及び平成19年10月31日から平成19年11月6日、大和証券SMB Cは平成19年10月5日から平成19年11月6日)の市場株価の推移を考慮し、慎重に検討いたしました。その結果、それぞれ上記2. (2)の株式交換比率は妥当であり、両社の株主の利益に資するものであると判断し、平成19年11月8日に開催された両社の取締役会において決議し、同日両社間で株式交換契約を締結いたしました。

なお、この株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件について重大な変更が生じた場合、両社間の協議により変更することがあります。

② 算定機関との関係

野村證券及び大和証券SMB Cはいずれも、山武及び金門製作所の関連当事者には該当いたしません。

- (4) 株式交換完全子会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い
 金門製作所は新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

3. 株式交換当事会社の概要 (平成 19 年 3 月 31 日現在)

| | | |
|--------------------|--|--|
| (1) 商号 | 株式会社山武 (連結) (完全親会社) | 株式会社金門製作所 (連結) (完全子会社) |
| (2) 事業内容 | 各種制御機器及びシステム機器の開発、設計、製造、販売、保守等 | 都市ガスメーター、LP ガスメーター、水道メーター及びその関連機器の製造、販売 |
| (3) 設立年月日 | 昭和 24 年 8 月 22 日 | 昭和 23 年 7 月 27 日 |
| (4) 本店所在地 | 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 3 号 | 東京都板橋区大原町 13 番 1 号 |
| (5) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 小野木 聖二 | 代表取締役社長 岩井 昌秋 |
| (6) 資本金 | 10,522 百万円 | 3,157 百万円 |
| (7) 発行済株式数 | (普通株式) 73,576,256 株 | (普通株式) 60,305,748 株 (第Ⅱ種優先株式) 6,000,000 株 |
| (8) 純資産 (連結) | 118,966 百万円 | 4,027 百万円 |
| (9) 総資産 (連結) | 230,679 百万円 | 31,054 百万円 |
| (10) 決算期 | 3 月 31 日 | 3 月 31 日 |
| (11) 従業員数 (連結) | 8,192 名 | 1,358 名 |
| (12) 主要取引先 | 高砂熱学工業 (株) (株) 大氣社 新菱冷熱工業 (株) | 東京瓦斯 (株) 大阪瓦斯 (株) 西部瓦斯 (株) |
| (13) 大株主 及び持株比率 | 1. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) (10.44%) 2. ノーザン トラスト カンパニー(エイブイシー)サブ アカウント アメリカ クライント(7.10%) 3. 明治安田生命保険相互会社 (7.08%) 4. 日本マスタートラスト信託銀行株 式会社(信託口) (6.59%) 5. 日本生命保険相互会社(3.62%) | 1. 株式会社山武(43.26%) 2. 日本証券金融株式会社(2.96%) 3. 明治安田生命保険相互会社 (1.66%) 4. 株式会社りそな銀行(1.66%) 5. 日本マスタートラスト信託銀行株 式会社(信託口) (1.47%) |
| (14) 主要取引銀行 | (株) みずほコーポレート銀行 みずほ信託銀行 (株) (株) 横浜銀行 (株) 三菱東京UFJ 銀行 (株) 三井住友銀行 | (株) みずほコーポレート銀行 (株) りそな銀行 みずほ信託銀行 (株) |
| (15) 当事者間の関係等 | 資本関係 | 山武は金門製作所の普通株式 26,086,956 株 (総議決権の 43.34%) 及び第Ⅱ種優先株式 6,000,000 株を保有しております。 |
| | 人的関係 (平成 19 年 10 月 31 日) | 山武の執行役員 1 名及び理事 1 名が金門製作所の取締役役に就任しております。また山武から金門製作所に 10 名、金門製作所及びその子会社から山武に 43 名の従業員が外向しております。 |
| | 取引関係 (平成 19 年 3 月期) | 山武の売上高のうち 2 億円 (0.08%) は金門製作所を相手先とし、金門製作所の売上高のうち 0.5 億円 (0.18%) は山武を相手先とするものであります。 |
| | 関連当事者への該当状況 | 金門製作所は山武の連結子会社であります。 |

(16) 最近3年間の業績（連結）

(単位：百万円)

| 決算期 | 株式会社山武（完全親会社） | | | 株式会社金門製作所（完全子会社） | | |
|---------------|---------------|---------------|---------------|--|----------------------------|----------------------------|
| | 平成17年 3月期 | 平成18年 3月期 | 平成19年 3月期 | 平成17年 3月期 | 平成18年 3月期 | 平成19年 3月期 |
| 売上高 | 180,762 | 188,320 | 234,572 | 38,265 | 33,318 | 32,233 |
| 営業利益 | 9,352 | 13,514 | 17,313 | 1,346 | 2,120 | 825 |
| 経常利益 | 9,495 | 13,938 | 17,857 | 606 | 1,579 | 556 |
| 当期純利益 | 3,709 | 9,795 | 10,646 | 6,247 | 1,054 | 367 |
| 1株当たり当期純利益（円） | 49.88 | 132.52 | 144.71 | 186.07 | 27.19 | 6.10 |
| 1株当たり配当金（円） | 普通株式 23.00 | 普通株式 50.00 | 普通株式 50.00 | 普通株式 — 第I種優先株式 — 第II種優先株式 — | 普通株式 — 第II種優先株式 — | 普通株式 — 第II種優先株式 — |
| 1株当たり純資産（円） | 1,356.65 | 1,506.25 | 1,602.33 | △102.64 | 9.85 | 17.02 |

4. 株式交換後の状況

| | |
|---------------|--|
| (1) 商号 | 株式会社山武 |
| (2) 事業内容 | 各種制御機器及びシステム機器の開発、設計、製造、販売、保守等 |
| (3) 本店所在地 | 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 |
| (4) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 小野木 聖二 |
| (5) 資本金 | 10,522 百万円 |
| (6) 純資産（連結） | 現時点では未定です。 |
| (7) 総資産（連結） | 現時点では未定です。 |
| (8) 決算期 | 3月31日 |
| (9) 会計処理の概要 | 共通支配下の取引等のうち、少数株主との取引に該当する見込みです。 本株式交換によりおれんが発生しますが、当該おれんの金額は現時点では未定です。 |
| (10) 今後の見通し | 本株式交換による連結業績及び単体業績への影響につきましては、詳細が確定次第お知らせいたします。 なお、平成19年5月に山武グループ新3ヶ年中期計画の中で説明した営業連携、生産協業等（金門山武ジャンプアップ計画）を現在進行中であり、本株式交換によりさらに加速してまいります。 金門山武ジャンプアップ計画の詳細は下記 URL の5ページを参照下さい。 http://jp.yamatake.com/ir/pdf/tanshin/19_4strategy.pdf |

以上